

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令5号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	490,000千円 H24.3.31まで	H24.3.7 ポルトープランス で (同日)	日本側 南健太郎在ハイチ 大使館大使 ローラン・サル ヴァートル・ラモット外 務・宗務大臣	H24.4.2 104号
ハイチ	南東県ジャクメル病院整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とハイチ共和国政府との間の 交換公文	南東県ジャクメル病院整備計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	1,333,000千円 H28.9.30まで	H24.10.4 ポルトープランス で (同日)	日本側 倉富健治在ハイチ 大使館大使 ビエール＝リシ ヤール・カジミール外務 ・宗務大臣	H24.10.18 344号
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	540,000千円 H25.3.31まで	H24.12.7 東京で (同日)	日本側 倉富健治在ハイチ 大使館大使 ビエール＝リシ ヤール・カジミール外務 ・宗務大臣	H24.12.25 384号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。